

1. 使用手続

(1) 使用申請

- ① 研修室・レンタルヨットの受付は、使用日の前月1日から開始となります。
- ② レンタルヨットを使用できるのは、艀装・解装・出着艇・沈処理等のセーリング技術を有する方です。ただし、19歳未満の使用には責任者の同伴が必要です。
- ③ 置艇の受付は、随時可能です。
- ④ 合宿の受付は、使用期間の前年度3月1日から開始となります。
- ⑤ 受付の種類によって提出していただく申請書類は、以下のとおりです。

ア. 研修室・レンタルヨット → 許可申請書

イ. 艇置場 → 許可申請書・別紙様式・置艇使用者名簿

ウ. 合宿 → 許可申請書（予約申請書）・使用計画書
宿泊者名簿・食事注文票

(2) 置艇更新申請

- ① 置艇者が引き続き艇置場の使用を希望される場合は、許可期限内に更新手続きを行ってください。
- ② 許可期限を過ぎても更新申請がないままに放置される艇については、日割りで置艇料を請求いたしますのでご注意ください。
- ③ 置艇料未払いのまま、1ヶ月を超えて放置される艇については、処分料請求の上、管理者により処分させていただきますのでご注意ください。

(3) 出・着艇手続き

- ① 出艇前は、必ず出艇申告書に必要事項を記入してください。
- ② 着艇後は、ただちに事故の有無を帰着申告書に記入してください。

(4) 艇搬出入手続き

- ① 置艇者が許可期限内に搬出を行う際は、搬出届に必要事項を記入してください。
- ② 再搬入の際は、提出済の搬出届にサインしてください。

2. 使用時間

(1) 開閉門時間

- ① 4月～10月及び2月と3月は、8時30分～日没時刻
※土・日曜日、祝日は、8時30分～17時15分
- ② 11月～1月は、8時30分～17時15分

(2) 出着艇時間

9時～閉門時間または日没時刻の早い方の30分前

(3) 延長時間

合宿や大会での使用については、事前の申請をもって開閉門時間の前後1時間の延長が可能です。ただし、その場合も着艇時間の延長はできません。

3. 休館日

- (1) 毎週水曜日（祝日を除く）
- (2) 年末年始（12月30日～1月3日）

4. 使用範囲

(1) 置艇者の使用範囲

- ① クラブハウスのホール・シャワー・トイレ
- ② 艇庫棟のシャワー・トイレ
- ③ 指定のヨットヤード及び艇洗い用の水道
- ④ スロープ
- ⑤ 修理庫（修理スペースとして）
- ⑥ マスト置場

- (2) 置艇者以外の方がスロープ、シャワー、艇洗い用の水道を使用する場合は、置艇料に相当する使用料が必要となります。

5. 艇の保管

- (1) 艇は必ず指定された場所に保管してください。
- (2) 気象状況に十分注意して、常に安全な置艇を心がけ、不十分な保管が原因による自艇・他艇への損傷にはご注意ください。
- (3) 置艇者の艇について、盗難・災害等による損害賠償責任は負いません。気象情報等にも注意の上、自己責任において管理・保管してください。

6. 現状復帰

使用を終える際は、もとの状態に回復してください。故意または過失によって施設及び備品をき損、または滅失したときは損害賠償していただく場合があります。

7. ルール・マナー

- (1) 本施設は、ディンギーヨットの普及等を目的としておりますので、目的に相違する行為（港内での釣りなど）はご遠慮ください。
- (2) 空き缶・ゴミ・煙草の吸殻等で海を汚さないよう、シーマンとしてのエチケットを守ってください。
- (3) 漁船の前後や漁場の近くを帆走するときは、十分な間隔をあけてください。
- (4) 衣類・工具等の私物は使用の都度、お持ち帰りください。長期間、放置される物品については処分させていただきますのでご注意ください。
- (5) 煙草の吸殻・修理等で出たゴミは、指定の場所に捨ててください。また、産業廃棄物や粗大ゴミの処分は各自で行ってください。
- (6) 施設内での火気の使用は、ご遠慮ください。
- (7) 施設内でペットを同伴される方は、糞尿の処理等、マナーにご注意ください。

8. 安全規定

- (1) 海上活動を行う際は、必ず救命胴衣を着用してください。
- (2) 19歳未満の方は、必ず責任者の監視下の元で海上活動を行ってください。
- (3) 装備品の整備・点検を怠らないよう心がけてください。
(マスト・ステー・ロープ類・安全備品等)
- (4) 気象・海象変化に十分に注意をし、異変を感じたら早めに帰着してください。
※レース等で特別に許可を受けた場合を除く。
- (5) 海上活動を行う際、海水浴場・ハーバー東側堤防・戸仲漁港入り口付近・フィッシングパーク付近には近寄らないでください。
- (6) 事故等、トラブルを起こした艇の責任者または関係者の方は、帰着後ただちに報告してください。
- (7) 海上ルールを遵守し、事故のないよう心がけてください
 - ①艇同士が出会う際は、お互いに声をかけ合う。
 - ②出港艇を優先させる
 - ③ポート艇はスターボード艇を避ける。
 - ④風上艇は風下艇を避ける。
 - ⑤後続艇は先行艇を避ける。
 - ⑥港内は減帆する。
- (8) 帆走は定められた「帆走区域」内で行ってください。

